

中央建設工事紛争審査会による復旧・復興支援あっせん特例措置について
～申請人の希望によりあっせん審理を東北地方整備局で開催します～

－ 目 次 －

- 中央建設工事紛争審査会による復旧・復興支援あっせん特例措置について
・・・・・・・・ P 1～2
- （様式）中央建設工事紛争審査会による復旧・復興支援あっせん特例措置の適用申立書
・・・・・・・・ P 3
- 申立書様式の記載例とその説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～5

平成26年2月

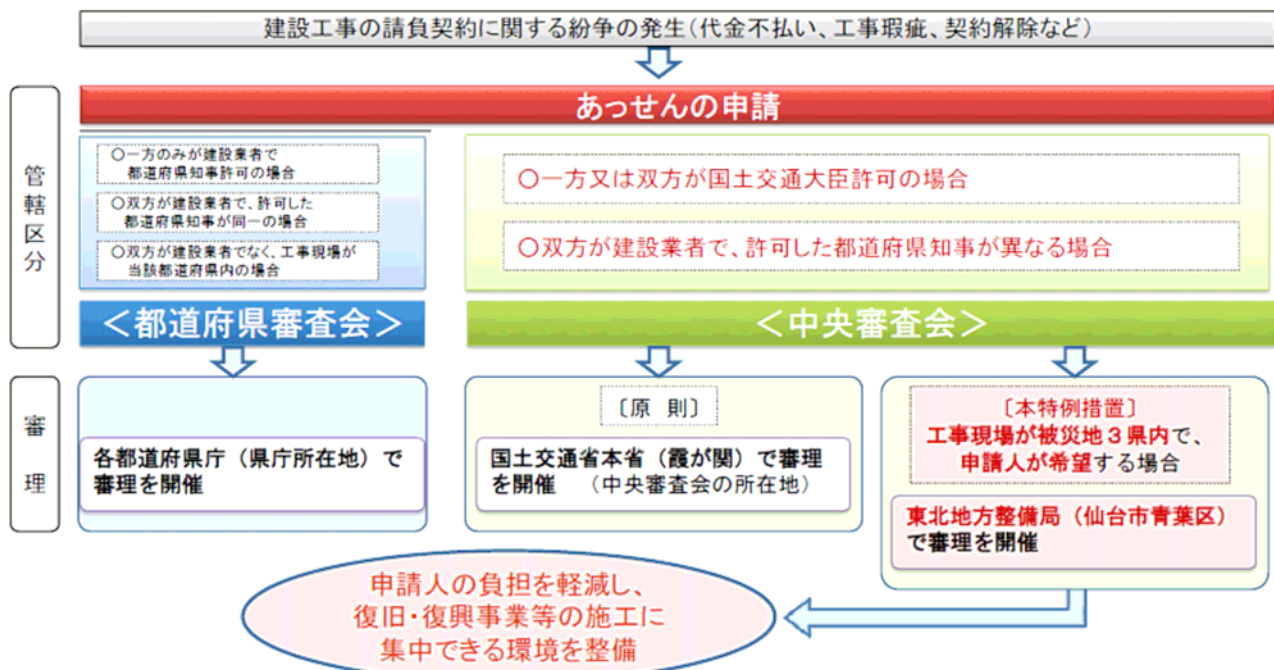
国 土 交 通 省
中央建設工事紛争審査会事務局

中央建設工事紛争審査会による復旧・復興支援あっせん特例措置について
 ～申請人の希望によりあっせん審理を東北地方整備局で開催します～

平成 26 年 2 月
 国 土 交 通 省
 中央建設工事紛争審査会事務局

1. 趣旨・目的

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を工事現場とする建設工事の請負契約に関する紛争の迅速かつ円滑な解決を図り、被災3県の迅速な復旧・復興等に資するため、申請人が希望する場合には、中央建設工事紛争審査会のあっせん審理の開催場所として東北地方整備局（仙台市青葉区）を選択できることとする特例措置を、復興集中期間である平成27年度末まで実施します。



2. 本特例措置の概要

(1) あっせん審理の開催場所の特例です

中央建設工事紛争審査会のあっせん審理※は、通常、中央建設工事紛争審査会の所在地である国土交通省本省（東京都千代田区霞が関）で開催されます。

本特例措置は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を工事現場とする紛争に関するあっせんについて、申請人が希望する場合には、国土交通省東北地方整備局（宮城県仙台市青葉区）を開催場所とするものです。

※註） 「あっせん審理」とは、あっせん委員（弁護士となる資格を有する法律の専門委員。原則1名）と紛争の当事者双方（申請人・被申請人）が一同に会して、和解による紛争解決に向けた話し合いを対面で行う手続をいいます。

(2) 適用期間

平成28年3月31日までのあっせん申請が本特例措置の対象です。

(3) 適用対象・条件

① 建設工事の請負契約に関する紛争であること

② 中央建設工事紛争審査会へのあっせん申請であること

(中央建設工事紛争審査会の管轄となる紛争が対象)

建設工事紛争審査会には、中央建設工事紛争審査会（国土交通省）と都道府県建設工事紛争審査会（各都道府県）があり、それぞれ管轄（担当）が決まっています。

中央建設工事紛争審査会が管轄する紛争は次のとおりです。

- ・ 紛争当事者の一方又は双方が国土交通大臣許可の建設業者である紛争
- ・ 紛争当事者の双方が建設業者で、許可した都道府県知事が異なる紛争
- ・ 中央建設工事紛争審査会を管轄とする管轄合意のある紛争

(あっせんが対象)

中央建設工事紛争審査会が紛争の解決を図るために行う紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁の3つがあります。本特例措置はあっせんが対象です。

③ 工事現場が被災3県（岩手県、宮城県、福島県）内であること

④ 申請人が本特例措置の適用を希望すること

申請人は、あっせん申請書といっしょに、本特例措置の適用を希望する旨を記載した申立書を別添様式（P3）により作成して提出してください。

⑤ その他

その他の条件等（申請書、申請手数料等）は、通常のアッセン申請と同じです。

あっせん申請書の作成方法等の詳細については、中央建設工事紛争審査会ホームページ内の『中央建設工事紛争審査会における建設工事紛争処理手続の手引』をご参照ください。 <http://www.mlit.go.jp/common/000171618.pdf>

【お問い合わせ先】

中央建設工事紛争審査会事務局

(国土交通省土地・建設産業局建設業課紛争調整官室)

TEL 03(5253)8111 (内線24763)

申立書

中央建設工事紛争審査会 へ

私は、私の下記の中央建設工事紛争審査会へあっせん申請に係るあっせんについて、あっせん審理の開催場所を国土交通省東北地方整備局（宮城県仙台市青葉区）とすることを希望しますので、本申立書により、「中央建設工事紛争審査会による復旧・復興支援あっせん特例措置」の適用を申し立てます。

記

1. あっせん申請年月日
2. 申請人
3. 被申請人
4. 工事名
5. 工事場所

平成 年 月 日

申請人 _____ 印

申立書（記載例）

中央建設工事紛争審査会 あて

私は、私の下記の中央建設工事紛争審査会あてあっせん申請【注1】に係るあっせんについて、あっせん審理【注2】の開催場所を国土交通省東北地方整備局（宮城県仙台市青葉区）とすることを希望しますので、本申立書により、「中央建設工事紛争審査会による復旧・復興支援あっせん特例措置」の適用を申し立てます。

記

1. あっせん申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 【注3】
2. 申請人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 【注4】
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
3. 被申請人 ××県××市××町×丁目×番×号 【注5】
××建設株式会社
代表取締役 ×× ××
4. 工事名 △△△△△△工事 【注6】
5. 工事場所 □□県□□市□□町□丁目□番□号 【注7】

平成〇〇年〇〇月〇〇日 【注8】

申請人 〇〇建設株式会社 【注9】
代表取締役 〇〇 〇〇 印

《申立書（記載例）の説明》

- 【注1】 あっせんを申請するには、この「申立書」のほかに、「あっせん申請書」が必要です。「あっせん申請書」の作成方法等の詳細については、中央建設工事紛争審査会ホームページ内の『中央建設工事紛争審査会における建設工事紛争処理手続の手引』をご参照ください。<http://www.mlit.go.jp/common/000171618.pdf>
- 【注2】 「あっせん審理」とは、あっせん委員（弁護士となる資格を有する法律の専門委員。原則1名）と紛争の当事者双方（申請人・被申請人）が一同に会して、和解による紛争解決に向けた話し合いを対面で行う手続をいいます。
- 【注3】 この「申立書」といっしょに提出する「あっせん申請書」の申請日付けを書きます。
- 【注4】 「あっせん申請書」に記載してある、申請人の住所・名前を書きます。
- 【注5】 「あっせん申請書」に記載してある、被申請人の住所・名前を書きます。
- 【注6】 「あっせん申請書」に記載してある、工事名を書きます。
- 【注7】 「あっせん申請書」に記載してある、工事場所を書きます。
本特例措置は、工事現場が東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）内である紛争が対象です。
- 【注8】 この「申立書」を作成・提出する日付けを書きます。
- 【注9】 「あっせん申請書」に記載してある、申請人の住所・名前を書いて、押印します。